

## 条例内容案について

※内容欄の黄色で色づけされている部分は、第 15 回検討委員会で提示した資料から変更した部分です。

## ◆第 1 章 総則

項目	内容(検討委員会でのご意見/事務局提案)	備考
1.目的	① 協働のまちづくりの基本原則および基本的事項を定め、市民および市や各種団体等の役割を明らかにするとともに、明石市自治基本条例に基づき、協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項を定め、明石市における協働のまちづくりを推進する。	● -
2.用語の定義	① -	● 最終的に、事務局が法務課との協議を行い、内容を作成する。

## ◆第 2 章 協働のまちづくりの基本理念・原則

項目	内容(検討委員会でのご意見/事務局提案)	備考
1.協働のまちづくりの基本理念	① 市民と市がパートナーとして協働しながら、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指す。 ② 市民と市、市民同士が互いの特性を尊重し、自律的な行動による適切な役割分担の下、社会的な課題の解決を図る。	● 第 15 回検討委員会でのご意見:パートナーという表現を日本語に変換する必要はないか。 ➢ パートナーという表現が一般的に意味が通じるものと考えられることから、修正を見送った。
2.協働のまちづくりの基本原則	① 互いに協働によって達成しようとする目的を共有する。(目的共有の原則) ② 互いの自主性、自発性を尊重し、互いが主体性を発揮し、地域の課題解決に取り組む。(自主性尊重の原則) ③ 互いの情報の交換と対話を通じて理解を深め、信頼関係の構築に努める(相互理解の原則) ④ 市民と市、また市民同士は、公共サービスの担い手、まちづくりの当事者であるパートナーとして、対等な関係を構築する。(対等の原則) ⑤ 互いの資源や専門性を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合う関係を築く。(補完の原則) ⑥ 市民と市、また市民同士は、互いに積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努める。(公開の原則)	● 第 15 回検討委員会でのご意見:原則に事務局提案の 4 項目を加えるべき。 ➢ 追加した。 ● 第 15 回検討委員会でのご意見:並べる順番は検討すべき。 ➢ 平成 18 年の「協働のまちづくり提言」の順番に並び替えた。

### ◆第3章 協働のまちづくり推進の仕組みと役割分担

項目	内容(検討委員会でのご意見/事務局提案)	備考
1.協働のまちづくり推進の仕組み	<p>① まちづくりに携わる全ての団体や個人、事業者などは、互いの特性や活動範囲などに応じて、適切に役割分担し、連携・協力しながら、まちづくりを進める。</p> <p>② 市民は、協働のまちづくりの基本理念に基づいて、小学校区内の多岐にわたる課題に対応するための協働のまちづくり推進組織を設立する。</p> <p>③ 小学校区コミュニティ・センターを地域における協働のまちづくりの拠点とすることを原則とする。</p>	● —
2.市民の役割	<p>① 自主的にまちづくりに取り組み、協働のまちづくりを推進する役割を持つ。</p> <p>② 協働のまちづくりに関する自覚と知見を高めるように努める。</p>	● —
3.協働のまちづくり推進組織の役割	<p>① 協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくりの理念に基づき市民が主体となって民主的な手続きにより運営する。</p> <p>② 協働のまちづくり推進組織は、対象となる地域(小学校区)全体及びそれを構成する小学校区より小さな区域における課題やまちづくりのビジョン等を共有して、課題を解決しビジョンを実現していくための戦略を作り戦略を立て、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的なまちづくりを継承していく役割を有する。</p> <p>③ <del>小学校区を代表する組織として、多岐にわたる地域課題の解決に向けた取り組みを行う。</del>協働のまちづくり推進組織は、組織に参画する団体、個人のみならず、全ての地域住民を対象として、小学校区の多岐にわたる地域課題の解決に向けた総合的な取り組みを行う。</p> <p>④ <del>協働のまちづくり推進組織は、組織に参画する団体、個人のみならず、地域住民全般を対象にしたまちづくりを推進するものとする。</del></p> <p>⑤ 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図ったうえで、まちづくりに関する協働の提案を市長等に行うことができる。(自治基本条例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第15回検討委員会でのご意見：全てに主語を入れるべきではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主語を反映した。</li> </ul> </li> <li>● 第15回検討委員会でのご意見：②の「戦略を作り」は「戦略を立て」に変更した方が良いのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内容を変更した。</li> </ul> </li> <li>● 第15回検討委員会でのご意見：③の「小学校区を代表する」という表現を「総括」や「包括」に変更した方が良いのではないか。④と併せて表現できるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ③と④を一体化した。</li> </ul> </li> </ul>

	⑥ 協働のまちづくり推進組織は、地域住民に対し活動内容等について情報を公開するなど、理解を得るように努める。	
4.地縁による団体の役割	① 地域住民の繋がりを深めながら、自主的に、身近な地域課題の解決に努める。 ② 活動に関し、地域住民の参加の機会を確保するとともに、地域住民の理解を得るように努める。 ③ 自らの小学校区の協働のまちづくり推進組織の運営や活動に積極的に参画・協力するように努める。	● —
5.テーマ型団体の役割	① 活動分野における経験やそこで培った専門的知識などを生かしながら、協働のまちづくりの推進に努める ② 積極的に情報提供し、活動内容が市民に理解されるように努める。 ③ 協働のまちづくり推進組織等と連携・協力するように努めるものとする。	● —
6.事業者の役割	① 地域社会の一員として地域社会との調和を図り、公共的・公益的な活動に自主的に協力し、協働のまちづくりの推進に寄与する。	● —
7.市の役割	① 協働の仕組みづくりや市民活動への支援など環境整備を行う。(自治基本条例)	● —
8.中間支援組織の役割	① 市民活動の活性化を支援することを大きな役割とする。 ② 市、事業者、地縁による団体、テーマ型団体など、いずれの組織とも寄り添い、どの組織とも共感できる中立的な組織としてそれぞれを繋ぐ役割を果たす。 ③ 調整機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つ。	● —
9.教育機関の役割	④ <del>【教育や研究の成果等を地域に還元し、地域と交流・連携しながら協働によるまちづくりの推進に寄与するように努める。】</del>	● 逐条解説等で、高等教育機関は事業者の役割、幼小中は市の役割に含まれる旨を説明する。そのうえで、高等教育機関には高い知見を持って地域に関わってほしい、といったようにそれぞれに期待する内容を記載する。

◆第4章 協働のまちづくり推進組織

項目	内容(検討委員会でのご意見/事務局提案)	備考
1.協働のまちづくり推進組織の構成員	<p>① 地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できる。</p> <p>② 地縁による団体（自治会・町内会など）や、テーマ型団体（NPO、ボランティアグループなど）、又は個人や事業者などが参加する形が望ましい。ただし、その構成については各小学校区における協働のまちづくり推進組織の決定による。</p> <p>③ 自治会・町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、自治会・町内会などのコミュニティ活動に積極的に取り組むように努める。</p> <p>④ NPOやボランティアグループ、<del>社会福祉協議会</del>などテーマ型団体は、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有することで、協働のまちづくり推進組織に主体的に参加する。</p> <p>⑤ 市は、協働のまちづくり推進組織が、地域の課題やまちづくりのビジョン、地域の実情等を踏まえて設立されることを考慮し、組織の構成員については組織の事例を提示し、地域での組織づくりを支援する。</p>	<p>● 第15回検討委員会でのご意見：④のテーマ型団体の中に社会福祉協議会が含まれるのはおかしいのではないか。</p> <p>➤ 削除した。</p>
2.協働のまちづくり推進組織の構成員等の役割	<p>① 構成員および参画する団体や個人等は、地域の課題やビジョンを共有し、ビジョンの達成や課題の解決に主体的に取り組んで、それぞれの役割を果たす。</p> <p>② 構成員等は特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない。</p>	<p>● -</p>

<p>3.協働のまちづくり推進組織の要件</p>	<p>① 概ね小学校区を活動範囲とする組織である。</p> <p>② 自治会・町内会など地域を基盤とし、住民を主体とする団体が加入し、横断的に連携・協力して活動する組織である。</p> <p>③ 参加の方法や意思決定の方法が明確であり、公表され、それを実施するために具体的な手段が講じられているなど民主的な手続をもって運営される組織である。</p> <p>④ 事業や組織運営を計画的に行う組織である。</p> <p>⑤ 事業計画書や予算書の公開など情報公開を行い、容易に組織の意思決定過程へ参加することができるなど透明性を持った運営ができる組織である。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりを担う個人や団体はが、公開された手続を経ることで、活動が限定されず組織に参画することができるといった開放性を持った組織である。</p>	<p>● 第15回検討委員会でのご意見:⑥の「協働のまちづくりを担う個人や団体は」という表現を「協働のまちづくりを担う個人や団体が」という表現に変えた方が良いのではないかと。      ➤ 変更した。</p>
<p>4.協働のまちづくり推進組織の認定等</p>	<p>① 協働のまちづくりを推進するための協定を結ぶ相手方として協働のまちづくり推進組織を認定する。その条件は以下のとおり。</p> <p>(ア) 「3.協働のまちづくり推進組織の要件」を満たしている。</p> <p>(イ) 代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されている。</p> <p>(ウ) <del>【当該区域内の自治会・町内会のうち、半数以上が加入している。】</del>「1.協働のまちづくり推進組織の構成員」の②の団体等が加入し、連携・協力する。</p> <p>② 認定は一小学校区につき一団体とする。</p> <p>③ 認定を受ける団体は市長に申請する。</p> <p>④ 市は、申請があった場合は速やかに審査し、結果を通知する。</p> <p>⑤ 以下の場合には、認定を取り消す。</p> <p>(ア) ①の条件に該当しなくなったとき</p> <p>(イ) 偽りや不正な手段により認定を受けたとき</p> <p>(ウ) 市から受けた支援について不当な行為を行ったとき</p> <p>⑥ 協働のまちづくり推進組織は、申請した内容に変更があった場合は、市に速やかにその旨を届け出る。</p>	<p>● 第15回検討委員会でのご意見:①の(ウ)の条件は、自治会・町内会を特別視するのではなく、各種団体が連携・協力することを条件にしてはどうか。自治会・町内会の条件については条例以外で設定してはどうか。      ➤ 各種団体が連携・協力することを条件とした。</p>

<p>5.協働のまちづくり推進計画</p>	<p>① 地域の課題、解決策などを定めた協働のまちづくり推進計画を策定する。</p> <p>② 計画策定にあたっては、次の事項を遵守する。  (ア) 計画の対象となる区域は、小学校区を基本とすること。】  (イ) 地域住民誰もが計画策定に参加でき、民主的な手続きを経て策定されること。  (ウ) 法令、条例、その他、市のまちづくりに関して定められた基準等に違反しないこと。  (エ) 計画の対象区域外のまちづくりに支障をきたすものでない。</p> <p>③ 協働のまちづくり推進計画の内容は、長期総合計画や都市計画その他市のまちづくりに関する計画との調和を図るように努める。</p> <p>④ 市は、協働のまちづくり推進計画を尊重する。</p> <p>⑤ 市は、協働のまちづくり推進計画の策定を必要に応じて支援する。</p>	<p>● -</p>
<p>6.協働のまちづくり推進計画に基づく基本協定</p>	<p>① 市と協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画に基づき、協働して行う事業について基本協定を締結する。協働して行う事業は以下のとおり。  (ア) 子どもの健やかな育ちに関する事業  (イ) 安全・安心な地域づくりに関する事業  (ウ) 地域内または地域間の交流を図る事業  (エ) 高齢者等の福祉に関する事業  (オ) 環境の保全及び地域の美化に関する事業  (カ) その他、地域福祉の向上並びに地域の活性化等に資する事業</p> <p>② 市との基本協定を結ぶ際には、協働のまちづくり推進計画を市長に届け出る。</p> <p>③ 市は、協働のまちづくり推進計画が地域において民主的な手続きを経て策定されたと認められる場合は、協定を締結できる。</p> <p>④ 基本協定の締結にあたっては、協働して行う事業について、市と協働のまちづくり推進組織が協議して決定する。</p> <p>⑤ 協働のまちづくり推進組織が基本協定を廃止しようとするときは、市にその旨を届け出る。</p> <p>⑥ 市は基本協定を締結した場合、基本協定の内容を変更した場合、基本協定を廃止した場合は、その</p>	<p>● 第15回検討委員会でのご意見：①の(ア)～(カ)に該当しない事業が地域から提案された場合にどうするのか。(カ)の部分で全てをカバーできるのか。</p> <p>➤ (カ)の部分について受け皿を広げる表現に変更した。</p>

	<p>内容等を公表する。</p> <p>⑦ 協働のまちづくり推進組織が協働のまちづくり計画の内容を変更したり、計画の有効期間終了に伴う再策定を行った場合は、市に計画を提出する。市は、③、④の手続きを実施する。</p> <p>⑧ 協働のまちづくり推進組織が、計画の有効期間終了後に計画の再策定を行わない場合は、基本協定を廃止する。</p>	
--	--	--

## ◆第5章 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備

### ■第1節 協働のまちづくりを推進するための支援・環境整備

項目	内容(検討委員会でのご意見／事務局提案)	備考
1.組織体制の見直し	① 市は、必要に応じて組織や事業の進め方について見直しを検討する。	● —
2.人材育成	① 市は、協働を推進するための人材を育成するように努める。 ② 市は、職員の意識を高め、協働のまちづくりを推進するために必要な能力をもった職員を育成する。	● —
3.情報の発信 情報の共有	① 市は、市民活動の促進に必要な情報の提供に努める。 ② 市は、市民活動を促進する活動情報の発信を支援する。 ③ 市は、市民が協働のまちづくりに対する知見を高められるように、積極的に必要な情報を発信し、協働のまちづくりに対する関心を高めるように努める。	● 第15回検討委員会でのご意見:タイトルは「情報の発信」という表現ではなく、「情報の共有」にした方が良いのではないか。 ➤ 修正した。
4.活動環境の整備	① 市は、市民活動を促進するための活動の場の提供に努める。	● —
5.協働事業の機会創出	① 市は、市民活動を行う市民に対し、専門性、地域性等の特性を生かせる分野において、協働事業の機会創出に努める。	● —

### ■第2節 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備

項目	内容(検討委員会でのご意見／事務局提案)	備考
1.協働のまちづくり推進組織への支援	① 市は、協働のまちづくり推進組織に対して、まちづくりに必要な支援を行う。	● —

2.地域間のネットワークづくり	① 市は、全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努める。	● —
3.協働のまちづくり推進拠点の充実	① 市は、ユミセン施設の整備および機能の充実に努める。	● —
4.地域交付金の交付	<p>① 市は、協定を結ぶ相手方として認定した協働のまちづくり推進組織に対し、協働のまちづくり推進計画に基づく基本協定を締結し、地域交付金を交付する。</p> <p>② 地域交付金の交付対象事業は、基本協定の内容に基づく。</p> <p>③ 地域交付金の額は、予算の範囲内とする。</p> <p>④ 地域交付金の交付を受けようとする協働のまちづくり推進組織は申請する。</p> <p>⑤ 市は、申請があった場合は速やかに審査し、結果を通知する。審査の結果、必要がある場合は是正指導をおこない、修正等の結果適当と認められる場合は、交付を決定する。</p> <p>⑥ 市は、必要な場合は、交付に条件をつけることができる。</p> <p>⑦ 協働のまちづくり推進組織は事業終了後に実績報告を提出する。</p> <p>⑧ 協働のまちづくり推進組織は、地域交付金の取扱いについてその公共性を認識し、適正に執行する。</p> <p>⑨ 市は、適正に執行されていることを確認する必要がある場合は、協働のまちづくり推進組織に対して、報告を求め、または調査し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>⑩ 市は、以下の場合は交付の全部又は一部を取り消し、交付金の返還を命じることができる。</p> <p>(ア) 条例の内容に違反したとき</p> <p>(イ) ⑥の条件に違反したとき</p> <p>(ウ) 提出書類に偽りがあったとき</p> <p>(エ) 交付金の用途以外に<b>目的以外</b>に使用したとき</p> <p>(オ) 協働のまちづくり推進組織が解散もしくは認定が取り消されたとき</p>	<p>● 第15回検討委員会でのご意見：⑩の(エ)の「交付金の用途以外に使用したとき」という表現を「交付金の目的以外に使用したとき」に変更した方がよいのではないかと。</p> <p>➤ 変更した。</p>